

金融円滑化にかかる基本的方針

当広島県信用漁業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、漁業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当会は、組合員の皆様をはじめとするお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆様をはじめとするお客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当会は、事業を営む組合員等の皆様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当会は、組合員等の皆様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当会は、組合員の皆様をはじめとするお客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆様をはじめとするお客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

（1）会長以下、関係役員部室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、協議いたします。

（2）当会は総務部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（3）本店総務部に「苦情・相談窓口」、各支店にお客様からの金融円滑化にかかる「相談窓口」を設

置いたしております。

※窓口については、後添資料をご参照ください。

(4) 各営業部店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業部店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客様のための相談窓口		(相談時間：9時～17時)	
店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	広島市中区大手町2-9-6	総務部	082-247-2301
広島西支店	廿日市市沖塩屋3-4-23	融資担当	0829-55-0027
地御前支店	廿日市市地御前5-10-8	融資担当	0829-36-1214
江能支店	江田島市江田島町江南1-1-35	融資担当	0823-40-0087
音戸支店	呉市音戸町北隠渡1-12-4	融資担当	0823-52-2561
尾道支店	尾道市土堂1-16-4	融資担当	0848-21-5331
福山支店	福山市鞆町鞆843-1	融資担当	084-982-2386

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、本店総務部総務課においてお受けいたします。

・ 苦情相談窓口 電話 082-247-2301